



平成21年4月15日

各 位

本社所在地 東京都文京区小石川一丁目3番25号
 小石川大国ビル
 上場会社名 メビックス株式会社
 (コード番号: 3780 東証マザーズ)
 代表者 代表取締役社長 大社 聡
 問合せ先 取締役コーポレート本部長 岡 昭宏
 電話番号 03 5842 3600

親会社、主要株主および主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

ソネット・エムスリー株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、平成21年3月3日から平成21年4月14日までの30営業日において当社普通株式及び公開買付けにおける買付等の期間末日までに当社が発行している新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)等に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施しておりましたが、本公開買付けの結果等について、公開買付者より添付資料のとおり発表を行う旨の報告を受けました。

本公開買付けの結果、当社の親会社および主要株主である筆頭株主に異動が発生いたしますので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 異動に至った経緯

平成21年3月2日に公開買付者は、本公開買付けを行う旨を公表し、当社は同日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同することを決議し、その旨の意見表明をいたしました。

平成21年3月3日から平成20年4月14日まで実施された本公開買付けの結果、本日、公開買付者より当社普通株式34,538株の応募があり、応募にかかる株券等の全部の買付けを行う旨の報告がありました。

このため、本公開買付けにより平成21年4月21日(決済の開始予定日)付で公開買付者の所有する当社議決権数が総株主の議決権数に対する割合で50%超となり、同社が新たに当社の親会社および主要株主である筆頭株主となる一方、大社 聡氏は、その保有する12,555株すべてについて本公開買付けに応募したため、当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなります。

2. 親会社および主要株主である筆頭株主に該当することとなる会社の概要

商号	ソネット・エムスリー株式会社	
主な事業内容	インターネットを利用した医療関連サービスの提供	
本店所在地	東京都港区芝大門二丁目5番5号	
代表者	代表取締役社長 谷村 格	
資本金	11億78百万円(平成20年12月31日現在)	
当社との関係	資本関係	平成21年4月14日現在、公開買付者は、当社株式を762株所有しております。
	人的関係	該当事項はありません。

		取引関係	当社は公開買付者との間で、共同して良質なE B Mデータを取得し、広く日本の医療界に浸透させていくことを主たる目的として、平成20年10月16日付けで「臨床研究に関する業務提携基本契約書」を締結しております。
	決算期	3月	
	上場取引所	東京証券取引所市場第一部	

3. 親会社に該当することとなる会社の概要

(1) ソニー株式会社

	商号	ソニー株式会社
	主な事業内容	電気・電子機械器具の製造、販売
	本店所在地	東京都港区港南1丁目7番1号
	代表者	代表執行役 中鉢 良治
	資本金	6,307億65百万円(平成20年12月31日現在)
	当社との関係	資本関係および人的関係への該当状況のいずれも該当事項はありません。
	決算期	3月
	上場取引所	東京証券取引所市場第一部、大阪証券取引所

(2) ソネットエンタテインメント株式会社

	商号	ソネットエンタテインメント株式会社
	主な事業内容	ネットワークサービス関連事業
	本店所在地	東京都品川区大崎二丁目1番1号
	代表者	代表取締役社長 吉田 憲一郎
	資本金	79億65百万円(平成20年12月31日現在)
	当社との関係	資本関係および人的関係への該当状況のいずれも該当事項はありません。
	決算期	3月
	上場取引所	東京証券取引所市場第一部

4. 主要株主である筆頭株主に該当しなくなる株主の概要

	氏名	大社 聡
	住所	東京都中野区
	当社との関係	代表取締役社長

5. 異動前後における親会社および主要株主の所有議決権の数及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) ソネット・エムスリー株式会社

	議決権の数			総株主の議決権の数に対する割合(%)		
	直接所有分	間接所有分	計	直接所有分	間接所有分	計
異動前	762 個		762 個	1.85%		1.85%
異動後	35,300 個		35,300 個	85.86%		85.86%

(2) 大社 聡

	議決権の数			総株主の議決権の数に対する割合(%)		
	直接所有分	間接所有分	計	直接所有分	間接所有分	計
異動前	12,555 個		12,555 個	30.54%		30.54%
異動後	0 個		0 個	0.00%		0.00%

(注1) 総株主の議決権の数に対する割合の計算については、平成21年4月15日現在の発行済株式の総数41,112株を分母として算出しており、これは、当社が平成20年12月12日に提出した第8期第2四半期報告書に記載された平成20年10月31日現在の発行済株式総数(39,177株)に平成21年4月14日までに新株予約権の行使により発行された当社普通株式の数1,935株を加えた数です。

(注2) 「総株主の議決権の数に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

6. 異動前後における親会社の所有議決権の数及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) ソニー株式会社

	議決権の数			総株主の議決権の数に対する割合(%)		
	直接所有分	間接所有分	計	直接所有分	間接所有分	計
異動前		762 個	762 個		1.85%	1.85%
異動後		35,300 個	35,300 個		85.86%	85.86%

(2) ソネットエンタテインメント株式会社

	議決権の数			総株主の議決権の数に対する割合(%)		
	直接所有分	間接所有分	計	直接所有分	間接所有分	計
異動前		762 個	762 個		1.85%	1.85%
異動後		35,300 個	35,300 個		85.86%	85.86%

(注1) ソニー株式会社及びソネットエンタテインメント株式会社の間接所有分は、直接又は間接の子会社であるソネット・エムスリー株式会社が所有する分です。

(注2) 総株主の議決権の数に対する割合の計算については、平成21年4月15日現在の発行済株式の総数41,112株を分母として算出しており、これは、当社が平成20年12月12日に提出した第8期第2四半期報告書に記載された平成20年10月31日現在の発行済株式総数(39,177株)に平成21年4月14日までに新株予約権の行使により発行された当社普通株式の数1,935株を加えた数です。

(注3) 「総株主の議決権の数に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

7. 異動予定年月日

平成21年4月21日(本公開買付けの決済の開始日)

8. 今後の見通し

公開買付者は、平成21年3月2日付「メビックス株式会社に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」にて発表いたしましたとおり、当社との事業上のシナジー効果を最大化するには、当社を公開買付者の100%子会社とすることが望ましいと考えております。

公開買付者は、本公開買付けにより、公開買付者の所有する株式数が当社の発行済株式総数の85.86%となった結果を受け、平成21年4月15日開催の公開買付者の臨時取締役会において、当社を公開買付者の完全子会社とする方針を決議しております。

また公開買付者は、本公開買付けにより、発行する全ての当社普通株式を取得できなかったことから、同取締役会において、完全子会社化に向けた一連の手続き(以下「本完全子会社化手続」といいます。)の実行当社に要請する旨決議しており、同日、当社は、公開買付者より、下記「(1) 当社への要請事項」について要請を

受けております。

(1) 当社への要請事項

当社は、公開買付者より、本完全子会社化手続として、当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。)を付す旨の定款変更をすること、当該株式の取得と引換えに当該株式と別個の種類の当社株式を交付すること、及び上記ないしを含む議案を平成21年7月開催予定の当社の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に上程することについて要請を受けております。また、本完全子会社化手続を実行するに際しては、本定時株主総会において上記のご承認をいただきますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、これにより、上記については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本定時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます、本定時株主総会と本種類株主総会を併せて「本株主総会」と総称します。)の決議が必要となります。そのため、当社は、公開買付者より、本定時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することについて要請を受けております。

また、当社は、公開買付者より、かかる決議が行われるべき本種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるため、平成21年4月30日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、平成21年7月開催予定の本種類株主総会における権利を行使することができる株主と定める旨の公告を行うことについて要請を受けております。この要請を受けて、当社は、本日開催の取締役会において「ソネット・エムスリー株式会社の完全子会社となるための手続実施の方針決定及び当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」で別途発表したとおり、本完全子会社化手続を実施する方針を決定した上で、本種類株主総会の基準日設定について決議いたしました。

なお、かかる公告が行われた場合、全部取得条項が付されることが予定されている株式は、当社が発行している全ての株式であることから、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された全ての株主が、本種類株主総会において権利を行使することができる株主となります。

(2) 今後の方針及び見通し

本公開買付けが完了し、本株主総会に上記各議案が上程された場合には、公開買付者は本株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各議案が承認可決された場合、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として当該株式と別個の種類の当社株式が交付されることとなります。当社の株主に対価として交付されるべき別個の種類の当社株式の数が1株に満たない端数が生じた場合、当該株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。)を売却すること(当社がその全部又は一部を買い取ることを含みます。)によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数売却の結果、株主に交付されることになる金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として算定される予定ですが、本公開買付けの買付価格と異なることもあり得ます。また、当社の全部取得条項が付された普通株式の取得対価として交付される当社種類株式の数は本日現在未定ですが、当社は、公開買付者より、公開買付者が当社の全ての発行済株式を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することについて要請されております。

上記ないしの手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、()上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、()上記の全部取得条項が付された株式の全部取得が本定時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主が当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの()又は()の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は

申立てを行うにあたっての必要な手続等に関しては、株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、当社と公開買付者との間で協議をした上で、上記の本完全子会社化手続きに代えて、会社法の手続に従い、公開買付者を完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換（対価として金銭等を交付する場合がありますが、これに限られません。）又は同等の効果を有する他の方法により当社を完全子会社化する可能性があります。

本公開買付け、本完全子会社化手続又は本完全子会社化手続に際しての株式買取請求に係る税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

なお、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「東証マザーズ」といいます。）に上場されておりますが、本公開買付けの結果を受け、当社普通株式が東証マザーズの定める上場廃止基準に抵触する可能性があります。その場合には、所定の手続きを経て当社普通株式は上場廃止となる可能性があります。また、公開買付者は、前述の方法に従い、当社を完全子会社とする予定ですので、その場合には、当社は上場廃止基準に従い所定の手続きを経て上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社普通株式は東証マザーズにおいて取引することができなくなります。また、本完全子会社化手続において当社株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類の対象者株式の上場申請は行われたい予定です。

以 上

(別紙)



平成 21 年 4 月 15 日

各 位

上場会社名	ソネット・エムスリー株式会社 (コード番号: 2413 東証第一部) (http://www.so-netm3.co.jp)
本社所在地	東京都港区芝大門二丁目 5 番 5 号 住友不動産芝大門ビル12階
代表者	代表取締役 谷村 格
問合せ先	取締役 永田 朋之
電話番号	03-5408-0800 (代表)

メビックス株式会社株式に対する公開買付けの結果及び子会社の異動並びにメビックス株式会社の完全子会社化の方針決定に関するお知らせ

ソネット・エムスリー株式会社(以下「当社」又は「公開買付者」といいます。)は、平成 21 年 3 月 2 日開催の取締役会において、メビックス株式会社(以下「対象者」といいます。)の普通株式及び公開買付けにおける買付等の期間末日までに対象者が発行している新株予約権(下記「 公開買付けの結果について」の「1. 買付け等の概要」の「(2) 買付け等に係る株券等の種類」に記載のとおりです。以下「本新株予約権」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)の開始を決議し、平成 21 年 3 月 3 日から実施しておりましたが、本公開買付けが平成 21 年 4 月 14 日をもって終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

本公開買付けの結果、対象者は、平成 21 年 4 月 21 日付で当社の連結子会社となる予定です。

また、本公開買付けの結果を受けて、当社は、平成 21 年 4 月 15 日開催の当社臨時取締役会において、対象者を当社の完全子会社とする方針及び完全子会社化に向けた一連の手続き(以下「本完全子会社化手続き」といいます。)の実行を対象者に要請する旨を決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地並びに対象者の名称

公開買付者	ソネット・エムスリー株式会社 東京都港区芝大門二丁目 5 番 5 号 住友不動産芝大門ビル12階
対象者の名称	メビックス株式会社

(2) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式
新株予約権

- イ 平成14年12月1日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第1回新株予約権」といいます。)
- ロ 平成16年4月28日開催の対象者臨時株主総会及び平成16年4月30日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第2回新株予約権」といいます。)
- ハ 平成16年4月28日開催の対象者臨時株主総会及び平成17年3月31日開催の取締役会の決議に基

- づき発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）
- ニ 平成17年4月16日開催の対象者臨時株主総会及び平成17年4月30日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）
- ホ 平成17年4月16日開催の対象者臨時株主総会及び平成17年4月30日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）
- ヘ 平成17年4月16日開催の対象者臨時株主総会及び平成17年7月14日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第6回新株予約権」といいます。）

（3）買付予定の株券等の数

株券等種類	株式に換算した 買付予定数	株式に換算した 買付予定数の下限	株式に換算した 買付予定数の上限
株券	20,420(株)	20,420(株)	(株)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券	-	-	-
株券等預託証券	-	-	-
合計	20,420(株)	20,420(株)	(株)

（注1）応募株券等の総数が買付予定数の下限（20,420株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。

（注2）本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、本公開買付けにより当社が取得する対象者の株券等の最大数は、株式に換算して41,601株となります。これは、対象者が平成20年12月12日に提出した第8期第2四半期報告書に記載された平成20年10月31日現在の発行済株式総数（39,177株）に、本新株予約権の目的となる対象者株式の総数（3,186株）を加え、平成21年3月2日時点で当社が保有する株式数（762株）を控除した株式数になります。

（注3）公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。

（4）買付け等の期間

平成21年3月3日（火曜日）から平成21年4月14日（火曜日）まで（30営業日）

（5）買付け等の価格

普通株式	1株につき金70,000円
新株予約権	第1回新株予約権 1個につき金1円
	第2回新株予約権 1個につき金1円
	第3回新株予約権 1個につき金1円
	第4回新株予約権 1個につき金1円
	第5回新株予約権 1個につき金1円
	第6回新株予約権 1個につき金1円

2. 買付け等の結果

(1) 応募の状況

株券等種類	株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定数の下限	株式に換算した買付予定数の上限	株式に換算した応募株券等の数	株式に換算した買付け等を行う株券等の数
株券	20,420株	20,420株	株	34,538株	34,538株
新株予約権証券	-	-	-	-	-
新株予約権付社債	-	-	-	-	-
株券等信託受益証券	-	-	-	-	-
株券等預託証券	-	-	-	-	-
合計	20,420株	20,420株	株	34,538株	34,538株

(2) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（20,420株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数（34,538株）が買付予定数の下限以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(3) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	762個	(買付け等前における株券等所有割合 1.85%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等後における株券等所有割合 0%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	35,300個	(買付け等後における株券等所有割合 85.86%)
対象者の総株主等の議決権の数	41,112個	

(注1)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成20年12月12日に提出した第8期第2四半期報告書に記載された平成20年10月31日現在の総株主の議決権の数に平成21年4月14日まで本新株予約権の行使により発行された対象者普通株式に係る議決権の数1,935個を加えた数です。

(注2)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、上記「対象者の総株主等の議決権の数」を分母として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(4) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(5) 買付け等に要する資金 2,418百万円

(6) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

決済の開始日 平成 21 年 4 月 21 日 (火曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等 (外国人株主等の場合は常任代理人) の住所宛に郵送します。買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます (送金手数料がかかる場合があります。)

3. 公開買付け後の方針等および今後の見通し

当社は、本公開買付けにより、当社の所有する株式数が対象者の発行済株式総数の 85.86% となった結果を受け、本完全子会社化手続きにより対象者を完全子会社化することを予定しております。

詳細については、後記「III. 完全子会社化の方針決定について」をご参照ください。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

ソネット・エムスリー株式会社 (東京都港区芝大門二丁目 5 番 5 号)
株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

II. 子会社の異動について

1. 株式の取得の理由

本公開買付けの結果、対象者は、平成 21 年 4 月 21 日付で当社の連結子会社となる予定です。

2. 異動する子会社の概要

- (1) 商 号 メビックス株式会社
- (2) 代 表 者 代表取締役社長 大社 聡
- (3) 所 在 地 東京都文京区小石川一丁目 3 番 25 号 小石川大国ビル
- (4) 設 立 年 月 日 平成 13 年 5 月 21 日
- (5) 主 な 事 業 の 内 容 IT 活用による大規模臨床研究支援事業
- (6) 決 算 期 4 月 30 日
- (7) 従 業 員 数 91 名 (連 結) (平成 20 年 10 月 31 日現在)
- (8) 主 な 事 業 所 東京都文京区小石川一丁目 3 番 25 号 小石川大国ビル
- (9) 資 本 金 792,766 千円 (平成 20 年 10 月 31 日現在)
- (10) 発行済株式総数 39,177 株 (平成 20 年 10 月 31 日現在)

(注) ただし、平成 21 年 4 月 15 日現在の発行済株式総数は 41,112 株であり、これは、対象者が平成 20 年 12 月 12 日に提出した第 8 期第 2 四半期報告書に記載された平成 20 年 10 月 31 日現在の発行済株式総数 (39,177 株) に平成 21 年 4 月 14 日までに本新株予約権の行使により発行された対象者普通株式の数 1,935 株を加えた数です。

- (11) 大株主構成および所有割合 (平成 20 年 10 月 31 日現在)

大社 聡	28.22%
増井 喜代司	3.54%
山元 憲一	3.09%
資産管理サービス信託銀行株式会社（注）	2.96%
株式会社大伸社	2.55%
井上 實生	2.35%
安部 則孝	2.20%
大社 紀子	2.03%
ソネット・エムスリー株式会社	1.48%
株式会社メディカル・インフォマティクス	0.87%

（注）本公開買付けの結果、平成 21 年 4 月 21 日付で、当社が対象者株式の 85.86%を所有する筆頭株主となる予定です。

(12)最近事業年度における業績の動向

（連結）

（千円）

決算年月	平成19年 4 月期 （第 6 期）	平成20年 4 月期 （第 7 期）
売上高	2,274,354	2,547,607
売上総利益	976,059	905,641
営業利益	387,944	143,102
経常利益	390,760	144,769
当期利益	222,433	57,993
総資産	2,692,235	3,084,556
純資産	2,233,046	2,340,243

（単体）

（千円）

決算年月	平成19年 4 月期 （第 6 期）	平成20年 4 月期 （第 7 期）
売上高	2,185,751	2,388,265
売上総利益	916,729	808,133
営業利益	359,684	121,230
経常利益	367,162	136,153
当期利益	209,229	62,704
総資産	2,594,951	2,874,863
純資産	2,177,131	2,251,716

3. 取得株式数、取得価額および取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数 762 株 (所有割合 1.85%)

(議決権の数 762 個)

(2) 取得株式数 34,538 株 (取得価額 2,418 百万円)

(議決権の数 34,538 個)

(3) 異動後の所有株式数 35,300 株 (所有割合 85.86%)

(議決権の数 35,300 個)

(注1) 所有割合は、対象者が平成 20 年 12 月 12 日に提出した第 8 期第 2 四半期報告書に記載された平成 20 年 10 月 31 日現在の発行済株式の総数に係る議決権の数 (39,177 個) に平成 21 年 4 月 14 日までに本新株予約権の行使により発行された対象者普通株式の数に係る議決権の数 (1,935 個) を加えた 41,112 個を分母として算出しております。

(注2) 所有割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 日程

平成 21 年 4 月 21 日 (火) 本公開買付けの決済の開始日

5. 今後の見通し

本公開買付けの結果、対象者は当社の連結子会社となる予定ですが、これに伴う当社の今期連結業績及び単体業績への影響は現在精査中であり、今後、公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

III. 完全子会社化の方針決定について

1. 決定事項

平成 21 年 3 月 2 日付「メビックス株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において既にお知らせしておりますとおり、当社は、対象者との事業上のシナジー効果を最大化するには、対象者を当社の 100%子会社とすることが望ましいと考えております。

当社は、本公開買付けにより、当社の所有する株式数が対象者の発行済株式総数の 85.86%となった結果を受け、平成 21 年 4 月 15 日開催の当社臨時取締役会において、対象者を当社の完全子会社とする方針を決議いたしました。

また当社は、本公開買付けにより、発行する全ての対象者普通株式を取得できなかったことから、同取締役会において、本完全子会社化手続の実行を対象者に要請する旨決議し、同日、下記「2. 対象者への要請事項」について対象者へ要請しております。

2. 対象者への要請事項

当社は、本完全子会社化手続として、対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項 (会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。) を付す旨の定款変更をすること、当該株式の取得と引換えに当該株式と別個の種類の対象者株式を交付すること、及び上記 ないし を含む議案を平成 21 年 7 月開催予定の対象者の定時株主総会 (以下「本定時株主総会」といいます。) に上程することを対象者に対し要請致しました。また、本完全子会社化手続を実行するに際しては、本定時株主総会において上記のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、これにより、上記 については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本定時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会 (以下「本種類株主総会」といいます、本定時株主総会と本種類株主総会を併せて「本株主総会」と総称します。) の決議が必要となります。そのため、当社は、対象者に対し、本定時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請致しました。

また、当社は、対象者に対し、かかる決議が行われるべき本種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるため、平成 21 年 4 月 30 日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、平成 21 年 7 月開催予定の本種類株主総会における権利を行使することができる株主と定める旨の公告を行うことを要請致しました。

なお、かかる公告が行われた場合、全部取得条項が付されることが予定されている株式は、対象者が発行している全ての株式であることから、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された全ての株主が、本種類株主総会において権利を行使することができる株主となります。

3. 今後の方針等および見通し

本公開買付けが完了し、本株主総会に上記各議案が上程された場合には、当社は本株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各議案が承認可決された場合、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として当該株式と別個の種類の対象者株式が交付されることとなります。対象者の株主に対価として交付されるべき別個の種類の対象者株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合、当該株主に対しては、法令の手續に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること（対象者がその全部又は一部を買い取ることを含みます。）によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数売却の結果、株主に交付されることになる金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として算定される予定ですが、本公開買付けの買付価格と異なることもあり得ます。また、対象者の全部取得条項が付された普通株式の取得対価として交付される対象者種類株式の数は本日現在未定ですが、当社が対象者の全ての発行済株式を所有することとなるよう、当社は、対象者に、本公開買付けに応募されなかった当社以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定することを要請しております。上記 ないし の手續に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、（ ）上記 の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、（ ）上記 の全部取得条項が付された株式の全部取得が本定時株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主が当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの（ ）又は（ ）の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっての必要な手續等に関しては、株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、上記の本完全子会社化手続きに代えて、対象者と協議の上、会社法の手續に従い、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（対価として金銭等を交付する場合を含みますが、これに限られません。）又は同等の効果を有する他の方法により対象者を完全子会社化する可能性があります。

本公開買付け、本完全子会社化手續又は本完全子会社化手續に際しての株式買取請求に係る税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

なお、対象者普通株式は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「東証マザーズ」といいます。）に上場されておりますが、本公開買付けの結果を受け、対象者普通株式が東証マザーズの定める上場廃止基準に抵触する可能性があります。その場合には、所定の手続きを経て対象者普通株式は上場廃止となる可能性があります。また、当社は、前述の方法に従い、対象者を完全子会社とする予定ですので、その場合には、対象者普通株式は上場廃止基準に従い所定の手続きを経て上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、対象者普通株式は東証マザーズにおいて取引することができなくなります。また、本完全子会社化手續において対象者株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類の対象者株式の上場申請は行われたい予定です。

以 上